



MIRU 3C PLAN

MIRU3Cプラン 会員規約

第1条(規約の適用)

1.株式会社メコン並びにその子会社である株式会社エーアイバー(以下「当社」といいます。)は、MIRU3Cプラン会員規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これによりMIRU3Cプラン(以下「本プラン」といいます。)を提供します。

2.当社は、本プランにより提供するサービスについて、本規約とは別に利用規程(パンフレット/リーフレット等の各種ツール類及びマニュアル等を指します。)を定めることができます。利用規程は、本規約と一体となって、本プランの入会者に適用されるものとなりますが、利用規程と本規約との間に抵触が生じた場合は、利用規程が優先して適用されます。

第2条(定義)

- 1.会員とは、本規約を承認のうえ、当社に対して、本プランへの入会を申し込み、当社が入会を承認した方(法人、団体等は含みません。)を意味します。
- 2.導入店とは、本プランを導入している当社の販売店を意味します。
- 3.対象コンタクトレンズとは、当社から会員に提供される本プラン対象の定期交換型コンタクトレンズを意味します。

第3条(本プランのサービス内容等)

- 1.本プランにより、当社が会員に対して提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)の内容は、次のとおりとします。
 - ①対象コンタクトレンズの提供
 - ②対象コンタクトレンズ破損、汚損時の交換サービス
 - ③視力変更に伴う対象コンタクトレンズの規格変更サービス
- 2.前項第1号の対象コンタクトレンズの提供方法等は、次のとおりとします。
 - ①提供方法
 - 1)当社が、入会時から3か月間の使用を算定し、当該算定に沿って当社の定める3か月相当数量の対象コンタクトレンズを初回分として提供します。
 - 2)初回分の提供日より3か月経過する前に、次回の向う3か月相当数量の対象コンタクトレンズを提供します。以降、会員資格を有する限り、会員は同様の方法で対象コンタクトレンズの提供を受けることができます。
 - ②本号(1)及び(2)の数量及び提供方法は、当社が別途定める各対象コンタクトレンズの利用規程によるものとします。
- 3.本号(1)及び(2)の規定にかかわらず、当社より繰り返し催告を受けても定期交換型コンタクトレンズを受領しないなど、その責に帰すべき事由により所定の期間内に定期交換型コンタクトレンズを受領しなかったときは、趣いて定期交換型コンタクトレンズの提供を受けることはできず、また、月会費の支払いを要するものとします。

- ③サービス提供の拒否又は退会
 - 1)本サービスは、会員が前号(3)の利用規程に定められた使用方法で対象コンタクトレンズを使用する場合に適用されるものであり、定められた交換期限の範囲内の使用から著しく逸脱すると当社が判断したときには、本サービスの提供を拒否し、又は本プランから退会していただくことがあります。
 - 2)会員が、対象コンタクトレンズの最終受領日から1年以上、対象コンタクトレンズを受領しない場合、当該最終受領日から1年経過時点をもって、当該会員は本プランから自動的に退会するものとします。
 - ③対象コンタクトレンズの種類の中途変更
 - 1)対象コンタクトレンズの種類の中途変更は可能とします。
 - 2)対象コンタクトレンズの種類の中途変更を行う場合には、月額費用の変更及び別途変更に伴う費用が発生することがあります。

第4条(本プランの取り扱い)

- 1.本プランへの入会申し込みの受付及び本サービスの提供は、導入店でのみ取り扱われます。会員は、導入店以外に対して、本サービスの提供を求めることはできません。
- 2.本サービスについては、導入店が提携する眼科の検査、処方が必要です。入会申し込みが受けられても、眼科による検査、処方を受けていない場合、本サービスの提供を当社又は導入店に求めることはできません。また、対象コンタクトレンズの提供方法(お渡しサイクル、枚数、箱数等)については、眼科の判断により変更となる場合があります。なお、眼科の検査、処方に係る医療費は、会員の負担となります。
- 3.導入店による本サービスの提供継続が困難となった場合、当社は、対象となる会員(以下「当該会員」といいます。)に対し、自動的に別の導入店の紹介を行います。ただし、別の導入店の紹介が困難であると当社が判断した場合、当社は当該会員へ本サービスの提供を、当該会員の承諾の有無にかかわらず終了することがあります。
- 4.コンタクトレンズメーカーの製造上の事由等により、会員に提供される対象コンタクトレンズの提供が困難となった場合、当社は、当該対象コンタクトレンズと同等の対象コンタクトレンズを以下にて替えることができます。
- 5.会員は、本プランに基づく月会費その他の支払いについて、当社に登録した会員本人又は会員の配偶者、親権者若しくは保護者名義のクレジットカード(以下「登録クレジットカード」といいます。)により支払うものとします。なお、登録クレジットカードによる支払いに関する条件及び注意事項等は、当社が別途定める「クレジットカード支払規約」によるものとします。

第5条(本プランへの入会申し込み)

- 1.本プランへの入会を申し込み方(以下「申込者」といいます。)は、本規約を承認のうえ、当社所定の申込書に必要事項全てを記入し、署名のうえ、当社に提出します。ただし、当社が承認した場合、当社は承認する他の方法で申し込みを行うことができます。
- 2.本プランへの入会申し込みは、入会金及び第1回目、第2回目の月会費の支払いが同時になされる必要があります。
- 3.申込者は、コンタクトレンズ使用者本人に限ります。

- 4.申込者が未成年者である場合、申込者は、本プランへの入会申し込みについて、申込者の親権者の同意を得なければなりません。
- 5.申込者が未成年者である場合、本プランの月会費等の支払方法は、申込者本人のクレジットカードまたは申込者の親権者名義のクレジットカードによる支払いとします。この場合、申込者は、当該支払いについて、申込者の親権者の同意を得なければなりません。
- 6.申込者が学生(未成年者を除く)であり、本プランの月会費等を申込者の保護者名義のクレジットカードにより支払う場合、申込者は、申込者の保護者の同意を得なければなりません。
- 7.申込者が本プランの月会費等を申込者の配偶者名義のクレジットカードにより支払う場合、申込者は、申込者の配偶者の同意を得なければなりません。
- 8.前4項の場合、当社は、申込書に申込者の親権者、保護者又は配偶者の署名をいただきます。

第6条(会員登録)

- 1.申込者と当社の間の本プランへの加入契約(以下「本契約」といいます。)は、当社が前条に定める申込者の申し込みを承諾したときに成立します。申込者は、本契約の成立後、本プランの会員として次項により登録されるものとします。ただし、承諾に先立って対象コンタクトレンズの交付等本サービスの提供を行った場合には、かかる行為をもって加入契約は成立するものとします。
- 2.会員として当社に登録される日(以下「会員登録日」といいます。)は、月1回、毎月21日とし、前月21日から当月20日までの間に前項により申し込みを承諾された申込者の会員登録日は、当月21日、また、前月21日から翌月20日まで承諾された申込者の会員登録日は、翌月21日とします。
- 3.当社は、前項の会員登録日にかかわらず、本条第1項により本契約が成立したとされた方に対しては、速やかに本サービスの提供を開始するものとします。
- 4.会員資格は、第3条第2項第2号による退会、第4条第3項ただし書及び第16条ただし書に定める場合並びに第20条による本契約解除の場合を除き、第8条の月会費をお支払いいただいている限りにおいて継続されます。なお、会員は、原則として会員登録日から1年間は、本プランの会員を退会できません。ただし、次のいずれかの事由に該当する場合には、この限りではありません。
 - ①処方上の理由により、会員が対象コンタクトレンズの装着を中止せざるを得なくなった場合
 - ②会員が転居し、転居先で合理的に利用可能な範囲内に本プランの提供が可能な導入店が存在しない場合
 - ③会員が死亡した場合
 - ④天変地変、戦争、暴動、騒乱その他の不可抗力により、会員が経済的に本プランを継続することが困難な場合
 - ⑤当社が会員に提供する対象コンタクトレンズの販売終了又は欠品等により、会員に対する本プランの提供が困難な場合
- 5.次のいずれかに該当する方には、入会の申し込みを受け付けられない場合があります。
 - ①過去に本プラン又は当社が実施したサービス等を不正に利用したと当社が判断する方
 - ②法律上財産の処分権に制限を受けている方
 - ③その他、当社の内規により、会員と認めることが適当でないと判断される方
- 6.各都道府県において制定されている暴力団排除条例の規制対象者(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当する方及び反社会的勢力と密接な関係を有すると当社が判断する方の入会はできません。

第7条(入会金)

- 1.本プランの入会金は、別途案内に定めるとおりとします。申込者は、第5条第2項に従い、入会金を当社に支払います。
- 2.お支払いいただいた入会金は、会員が退会、本契約解除又は本契約が終了した場合でも返金はいません。

第8条(月会費)

- 1.本プランの月会費は、別途案内に定めるとおりとします。会員は、会員登録日から会員資格の有効期間中、月会費及びこれに課される消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)を加算した額を当社に支払うものとします。
- 2.月の途中での退会、本契約解除、又は本契約が終了した場合でも、月会費の日割計算、返金はいしません。

第9条(月会費の支払方法)

- 1.会員は、入会後の第1回目及び第2回目の月会費については、本プランへの入会申し込み時に、導入店に対して支払い、第3回目以降の月会費は、次項により支払うものとします。
- 2.会員は、第3回目以降の月会費については、当該月期間内(当月21日から翌月20日)に、登録クレジットカードの発行会社の指定する日を支払い日として、第4条第5項に定める方法により、会員資格の有効期間中継続し、前条に定める月会費を支払うものとします。

第10条(月会費以外の代金支払方法)

第8条に定める月会費以外の支払いを伴うサービス(以下、本項において「当該サービス」といいます。)の申込は、会員の申込行為(署名及び会員番号の記載又は電子的方式による会員名及び会員番号の入力等)をもって行い、本契約の会員番号の照合確認によって当該サービスに関する契約が成立するものとします。ただし、未成年の申込者が当該サービスを受ける場合は、同意者の申込行為(署名及び会員番号の記載又は電子的方式による同意者名及び会員番号の入力等)をもって行い、本契約の会員番号の照合確認によって当該サービスに関する契約が成立するものとします。

第11条(遅延損害金)

会員は、本プランへの入会に伴い発生する支払いにつき、支払期日にこれを支払わない場合、支払期日の翌日から支払日に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うべき代金等とは別に当社に支払うものとします。

第12条(公租公課)

会員は、名義のいかんにかかわらず、本サービスの提供、その他契約の締結及び履行等にかかわる一切の公租公課(各種税金等)を負担するものとします。

第13条(費用等の負担)

- 1.会員は、支払いを怠ることにより、第4条第5項に定める方法以外で後から支払いをする場合、かかる支払いに関する手数料を負担することとします。
- 2.会員は、会員の都合により、当社から集金のため訪問を受けた場合、訪問回数1回につき1,000円及びこれに課される消費税等、発生都度当社に支払わなければなりません。

第14条(会員情報の取得及び利用)

会員は、本プラン入会の各種手続き及び本プランの利用を通じて当社が取得した当該会員の個人情報(以下「会員情報」といいます。)を、当社が別途定める「個人情報利用等に関する同意事項」において記載する目的の範囲内で利用することに同意するものとします。

第15条(秘密保持)

当社は、本規約及び当社が定める「個人情報保護方針」に従って個人情報を取り扱うものとします。

第16条(有効期間)

会員資格の有効期間は、当社が第6条に基づき本契約が成立したと認定した日から、退会の時までとします。

ただし、当社が、本プランの運営継続が困難と判断したうえで1年の予告期間を定めて会員に通知した場合は同予告期間の経過をもって、また当社が本プランの運営終了を決定した当該当年度分を年会費として既に会員から受領した会費の全額を会員に返還した場合は当社が返還を確認した時をもって、会員の有効期間は終了します。

第17条(変更届付)

- 1.会員は、その住所、氏名、電話番号等に変更が生じた場合、速やかに、当社に申し出なければなりません。申し出のない場合において、当社からの通知が、会員に到達しないときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。ただし、変更の届け出を行わなかったことについてやむを得ない事情がある時は、この限りではありません。
- 2.当社は、会員に対し、当社が必要と認めるときにはいつでも、前項の届出事項について確認を求めることができるものとします。この場合、会員は速やかにその確認に応じなければなりません。

第18条(退会)

会員は、第6条第4項に定める場合を除き、いつでも退会することができるものとします。この場合、会員は、退会日の1ヵ月前までに当社又は導入店に申し出するものとします。なお、退会日は、月1回、毎月20日とします。会員が退会の申し出をしなかった場合は、第3条第2項第2号による退会、第4条第3項ただし書及び第16条ただし書に定める場合並びに第20条による本契約解除の場合を除き、本契約は自動継続されます。

第19条(会員資格の一時停止)

会員が、月会費等の支払遅延、その他本規約又は利用規程に違反した場合、当社は、当該問題事由が解消されるまでの間、一時的に会員に対する本プランの提供を停止することができるものとします。この場合、当社は、本プランの提供停止により会員に生じた不利益について一切の責任を負いません。

第20条(解除)

- 1.当社は、会員が次の事由の一つにても該当したときは、本契約を直ちに解除できるものとします。解除後は、会員は一切の本サービスを受けることができません。
 - ①第19条の支払遅延、規約違反等につき、当社の催告を受けても是正に応じないとき
 - ②小切手を不渡りとし、又は支払いを停止したとき
 - ③破産の申立てをしたとき、又はされたとき
 - ④別掲の「個人情報等の利用等に関する同意事項」に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合
 - ⑤会員が反社会的勢力に該当すると判明したとき及び会員が反社会的勢力と密接な関係を有すると判明したとき
 - ⑥その他、会員として適当ではないと当社が判断したとき
- 2.会員が次の事由に該当したときは、当社の判断により本契約を解除できます。
 - ①一定期間以上、本プランのサービス提供を受けておらず、且つ住所不明となり当社からの通知(書留、電話等)が会員に到達しないとき
 - ②その他前号に準ずる状況が生じたとき

第21条(月会費・対象コンタクトレンズ等の変更)

当社は、仕入先メーカーによる対象コンタクトレンズの価格改定や終売の都合等により、本プランの月会費及び対象コンタクトレンズ等を変更する場合があります。この変更については、当社が合理的と判断する方法により、会員に周知するものとします。

第22条(本プランの変更・停止等)

当社は、会員へ事前通知を行わずに本プランの内容の変更、又は本プランの停止若しくは中止をすることがあります。この変更、停止、中止等については、当社が合理的と判断する方法により、会員に周知するものとします。

第23条(本プラン提供の一時的な中断)

当社は、次のいずれかの事由に該当する場合には、会員に事前に通知することなく一時的に本プランを中断することができるものとします。また、当社は次の事由により本プランの提供の中断等が発生した場合は、これに起因する会員又は第三者が被った損害について一切の責任を負いません。

- ①天変地変により本プランの提供ができなくなった場合
- ②戦争、暴動、騒乱その他不測の事態により本プランの提供ができなくなった場合
- ③その他、当社が本プランの一時的な中断を必要と判断した場合

第24条(本プランの廃止)

- 1.当社は、業務上の都合により、会員に対して提供している本プランの全部又は一部を廃止することができるものとします。
- 2.当社は、前項において定める本プランの廃止を行う場合には、第26条に定める方法により会員に通知いたします。
- 3.当社は、本プランの廃止により会員又は第三者が被った損害について一切の責任を負いません。

第25条(損害賠償)

- 1.会員は、本プランの利用にあたり、当社又は第三者に対して損害を与えた場合(会員が本規約等上の義務を履行しないことにより第三者又は当社が損害を被った場合を含みます。)には、自己の責任と費用をもって当該損害を賠償するものとします。
- 2.本プランの利用に関連して会員が被った損害につき、当社の責めに帰すべき事由により、当社が責任を負う場合には、当社は、会員が現実発生した直接かつ通常の損害に限り、これを賠償する責任を負うものとし、特別な事情から生じた損害については責任を負いません。
- 3.前項に基づき賠償責任を負う場合であっても、当社は、金銭的賠償に代えて本プラン内での補償その他の措置をとることがあります。

第26条(規約の変更)

当社は、1日以上予告期間を設け、当社ホームページにおいて変更後の本規約の内容を周知することにより、いつでも本規約の内容を変更することができるものとし、当該予告期間経過後は、変更後の本規約の内容が適用されるものとします。

第27条(準拠法及び管轄裁判所)

- 1.本規約の準拠法は日本法とします。
- 2.当社が提供する本プランに関連して会員と当社の間で紛争が生じた場合は、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

クレジットカード支払規約

- Miru3Cプラン(以下「本プラン」といいます。)の会員は、株式会社メニコン並びにその子会社である株式会社エーアイビー(以下「当社」といいます。)指定の方法により、会員本人又は会員の配偶者、親権者若しくは保護者名義のクレジットカード(以下「登録クレジットカード」といいます。)を当社に登録し、本プランの月会費その他代金(以下「月会費等代金」といいます。)を登録クレジットカードの発行会社(以下「クレジットカード会社」といいます。)が定める規約に基づきお支払いいただきます。
- クレジットカードによるお支払いにあたっての注意事項
 - 当社に登録クレジットカードの変更又は解約の申出がない限り、登録クレジットカードにより、月会費等代金をお支払いいただきます。
 - 登録クレジットカードの会員番号、有効期限に変更があった場合は、速やかに当社指定の窓口、又は当社お問合せ先までお申出ください。
 - クレジットカード会社により、会員番号、有効期限が更新された場合であっても、引き続き更新されたクレジットカードにより月会費等代金をお支払いいただきます。
 - クレジットカード会社の規約によりクレジットカード会社の会員資格を喪失したときなどは、登録クレジットカードによる支払いが解除され、当社が指定する別途の支払方法により請求いたします。
 - クレジットカード会社の規約によりクレジットカード会社の会員資格を喪失したとき、又はクレジットカード契約を解約したときなど、登録クレジットカードが利用できない状態であるときでも、当社がその旨の通知をクレジットカード会社から受けた翌月の月会費等代金まではクレジットカード会社から請求することがあります。
 - クレジットカード会社の規約により、登録クレジットカードでのお支払いが承認されない場合、当社から別途の支払方法により請求することがあります。

以上
クレジットカード支払規約:2024年4月1日 改定

個人情報の利用等に関する同意事項

第1条(個人情報の利用目的・取り扱いに関する同意)

会員は、株式会社メニコン並びにその子会社である株式会社エーアイビー(以下「当社」といいます。)が提供するMiru3Cプラン(以下「本プラン」といいます。)のサービス提供・会員管理を行うため、当社がその個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで以下の通り取り扱うことに同意します。

第2条(個人情報の取得・保有)

1.当社は以下の個人情報を取得・保有いたします。

- 所定の申込書等にご記入(インターネットのWeb上に設けた当社サイトにおいて会員が行った入力を含みます。)いただいた会員の氏名、性別、年齢、生年月日、職業、郵便番号、住所、電話番号(携帯を含みます。)、電子メールアドレス、勤務先(学校名)、保護者(親権者)の情報等(変更の届出があったものも含みます。)
- 本契約に関する申込日、登録日、会員No.、ID No.、契約商品(商品・規格等)、契約金額
- 当社が保有する本契約締結前の購入商品(商品・規格等)、購入店舗、購入日時等
- 月会費等の支払いに関するクレジットカード情報(カード会社名、カード番号、有効期限、カード名義人氏名)
- 所定の方法によりご登録いただいたSNSの会員ID

第3条(個人情報の利用)

当社は、会員から取得した又は第三者から適正に提供された会員の連絡先(自宅住所・電話、勤務先住所・電話、携帯電話、電子メールアドレス)に契約内容の確認及び月会費等のお支払いについてのご案内を含む本プランのサービス提供・会員管理に関する連絡を、郵便、宅配便、電話、ファクシミリ、電子メール等の方法で行います。なお、「本人であることの確認」のため、会員の勤務先への在籍のご確認並びに公簿(住民票など)による確認のほか、会員から提示又は提出された公的・私的証明書類による確認をさせていただく場合があります。

第4条(サービス提供・会員管理以外の個人情報の利用)

当社は、第1条記載の利用目的のほか、以下の目的で個人情報を利用させていただきます。ただし、会員は、いつでも当社に対し以下の①から⑤までの目的での利用の中止をご請求いただくことができます。

- 本プランにおいて取り扱う商品の注文、商品の発送、関連するアフターサービス、新商品、サービスに関するお知らせ
- 当社及び本プランのキャンペーン等に関する情報のご提供、各商品やサービスを利用した企画のご紹介・ご提案、その他これらに関連するお知らせ
- 当社の事業及び本プランに関するご意見やご感想の提供・アンケートのお願い
- 当社及び本プランの特典等のご提供
- 当社が受託して行う提携先企業等の宣伝・印刷物の送付等
- 業機法に基づく、納品先記録保持のため

第5条(匿名加工情報の作成・第三者提供)

当社は、当社が保有する会員情報について、特定の個人を識別すること及び作成に用いる個人情報を復元することができないよう適切な保護措置を講じたうえで匿名加工情報として作成し、当社の事業経営に関する研究・分析のために第三者に提供いたしますので、公表します。

①匿名加工の対象となる個人情報

性別・生年月日・年齢・職業・住所・本契約に関する申込日・登録日・契約商品(商品・規格等)・契約金額

②匿名加工情報の利活用目的

当社は、匿名加工情報を利用して当社の事業経営に関する統計資料等を作成、保有し、この統計資料等を外部機関に提供して、分析結果の提供を受けることにより、今後の事業計画の参考とすること及び新たな事業に関する示唆を得ることを目的としています。

③匿名加工情報の提供方法

パスワードにより保護された電子ファイルを外部記憶媒体で手交

第6条(個人情報の第三者への提供)

当社は、商品を注文及び発送する場合、当社商品発注システム又はファクシミリ等を使用し、当社と個人情報の取扱いに関する契約を締結している当該商品の製造会社、販売代理店、輸入代理店へお客様の情報(氏名・住所・電話番号・購入商品)を提供いたします。

第7条(開示、訂正・削除)

- 会員は、当社に対して、「個人情報の保護に関する法律」に定めるところにより、自己の個人情報について開示をご請求いただくことができます。
- 開示の結果、万一個人情報の内容が事実でないと判明した場合には、速やかに誤った情報の訂正又は削除を行います。

第8条(業務委託先への預託)

当社は、本プランのサービス提供・会員管理等に関する業務を他の事業者に対して委託して実施するため、当該委託先に会員の個人情報を預託する場合があります。その場合、当社は当該委託先との間に個人情報保護に関する契約を締結する等の保護処置を講じます。

第9条(本人が個人情報を与えることの任意性及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果)

当社は、会員が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合ならびに本同意事項に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、加入契約の解除の手続きをとることがあります。

第10条(司法機関等への開示)

当社は、法令等の規定にもとづき、司法機関、行政機関その他の公的機関から要請された場合には、登録された会員の個人情報を当該機関に開示・提供いたします。この場合、会員に生じた不利益について当社は責任を負わないものとします。

第11条(個人情報に関する要求・お問い合わせ)

個人情報に関する利用・提供中止・開示・訂正・削除等のお申出、お問い合わせは、下記までご連絡ください。

Menicon Miru, Miru+, 富士コンタクトをご利用の場合

株式会社メニコン

電話番号:0120-103-061 受付時間:9:00~18:00(日・祝日を除く)

シティコンタクト ご利用の場合

株式会社エーアイビー

電話番号:092-884-0780 受付時間:10:00~17:00(土・日・祝日除く)

以上
個人情報の利用等に関する同意事項:2024年4月1日 改定